

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

兄の相続分を減らすため、
養子縁組を考えています。

実兄ともめています。
父はいわゆる老舗店を営んでいましたが、10年以上前に亡くなり、不動産などいくつかの遺産を母と兄、私で相続分通りに分けました。当時はお互いに仲も悪くなかったし、兄嫁がしやしり出てくることもなかったのです。
その際、最大の遺産である6階建てのビルは母の単独所有とし、1階は店を継いだ兄がそのまま営み、3階は兄一家が、4階は私と母が住んでいました。兄は母に賃料を払っていましたが、母が賃料の値上げや住居退去を要求したのを兄は拒否し、腕利きの弁護士をつけて裁判を

起こしてきて、係争がすでに3年。私方の弁護士の話では、裁判は負けるそうです。敗訴は仕方ないのですが、とにかく母は兄に一銭もやりたくない、私に母の全遺産を相続させる遺言書を作成済みです。もちろん兄が遺留分侵害額（旧「遺留分減殺」）請求を申し立ててくるのは必至で、4分の1は兄に行ってしまう。
最近私たちが知ったのは養子を取る方法です。私が結婚して

相手を婿養子に取ればいいのですが、そういう予定はなく、小さい頃から姉妹のように仲良くしている友人ではどうかと。母が彼女と養子縁組をすれば、兄の相続分は3分の1になり、遺留分も6分の1に減ります。彼女は独身で、話をしたらOKとのこと、しかも遺産は要らないと言ってくれています。
このスキームで問題はないでしょうか？

お母さまの意思能力を
示せるようにしておきましょう。

なるほどね。今係争中の裁判の子細は分かりませんが、お話を伺った限りでは、お父さまの相続の際の遺産分割方法がちよっとまずかったように思います。1階はお兄さまが店を継いで営業する、3階は住居にする、ということであれば、遺産分割の際にビルを母と兄の共有とした上、共有物分割請求でフロアごとの区分所有とし、1〜3階を兄所有、4〜6階をお母さま所有とすればすっきりしたと思います。
もちろん、その分お兄さまは他の遺産の相当分をお母さまに譲ることになりましたが、そうしておけば今回のように賃料うんぬんの争いにはならなかったです。賃借人の立場はとも強くて、賃料をきちんと払っているのに退去をさせられることはないし、そもそも身内で裁判を抱えているのは、他人との争いとは比較にならないほど嫌なものです。
とはいえ、それは今更どうにもならないので、喫緊のご質問にお答えしますね。養子縁組をすると、実親子関係と同じく、

相続の権利および扶養義務が発生します。相続税控除額を増やすための養子縁組に人数制限がかかっているほどで、相続絡みの縁組は普通にあります。お兄さまが遺留分請求の際に、偽装縁組だと言ってくる恐れはありますが、結論としては無効になることはないでしょう。
お母さまにお会いしたことがないのでお尋ねしますが、お母さまは80歳を過ぎていても、意思能力は大丈夫ですよ？ 養子縁組や婚姻などいわゆる身分関係については、財産関係ほどの能力は求められませんが、養子縁組届に署名したり養子と話をしたりしている様子はスマホに残

しておいた方がよいでしょう。可能であれば知り合いの医師に認知機能テストを実施してもらっておくとより万全です。
しかしそのお友達、縁組で姓も変わるし、扶養義務は実親と同様に生じます。そのご両親はまだご健在だとか、そちらの承諾も取れているのでしょうか。婿養子とは違うので、ちょっと心配です。縁組届もいったん受理されてしまうと離縁するのはそれなりに面倒だし、やっぱり私の分の遺産は欲しいなんてことになったら、どうなのでしょう。お金のことでせつかくの大事なお友達を失うことのないよう折ります。

